

情報公開規定

(目的)

第1条 本規程は、定款第60条第2項の規定に基づき、情報公開に関して必要な事項を定める。

(管理)

第2条 一般社団法人リベラルアーツ推進協会(以下、「当法人」とする)の情報公開に関する事務は、理事会が管理する。

(情報公開する資料)

第3条 本協会の情報公開の対象とする資料は、次の通りとする。

1. 定款
2. 役員名簿
3. 事業報告書
4. 損益計算書
5. 貸借対照表
6. 上記以外の資料で、公開の申し出を受け、公開が必要と代表理事が認める資料

(閲覧場所)

第4条 当法人の公開する情報の閲覧場所は、当法人の主たる事務所とする。

(公開の申し出方法等)

第5条 当法人の主たる事務所における閲覧による公開を申し出ようとする者は、当法人に対し、氏名、住所、公開を申し出ようとする資料の名称又は資料を特定するために必要な事項、その他必要な事項を、書面で申し出なければならない。

- ② 公開申し出者は、当法人の主たる事務所における閲覧に代えて、コピーの提供又はファックスその他の方法で公開を受けることができる。ただし、当法人の事務または事業の適正な遂行に支障を生じない場合に限る。
- ③ 前項の場合において、コピーの作成、通信等に要する費用その他の実費費用は、公開申し出者が負担する。

(非公開資料等)

第6条 第3条の資料のうち、次の各号のいずれかに該当する情報を含む資料

は原則として非公開とする。

1. 法令等の規定により、公開することができない情報
 2. 個人情報
 3. 当法人以外の者に関する情報であって、公開することによりその者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報
 4. 当法人の事務又は事業に関する情報であって、公開することにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる情報
 5. 当法人の要請を受けて、当法人以外の者から、公にしないとの条件で提供された情報
- ② 公開申し出に係る資料の一部に前項各号の非公開情報が含まれている場合において、非公開情報の部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき閲覧に供するものとする。
- ③ 代表理事は、公開申し出に係る資料の全部又は一部を非公開とするときは、公開申し出者にその旨を通知するものとする。
- ④ 前項の場合において、公開申し出者から求めがあった場合は、書面により通知する。

(変更)

第7条 この規程の変更は、理事会の決議によるものとする。

(その他)

第8条 この規程を実施するための事項及びこの規程に定めのない事項は、代表理事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年7月4日から施行する。